2020年7月
第1次意見集約用紙

自治労・団体生命共済の抜本改正（組織討議案）に対する第1次意見

記入日　2020年7月15日

県名　福島県　　記入者氏名　県支部事務局長　坂内　孝浩

1. 全員加入による助け合いの制度化

将来を担う若年層組合員の加入率を上げることは喫緊の課題であり、グループ保険に対抗しうる掛金水準への見直しについては一定の理解はできるが、そもそも若年層組合員が「掛金が高い」ことを理由に加入しないのか、丁寧な検証が必要と考える。また、告知事項に該当する組合員（準通常就業者・非通常就業者）の最低保障額に加入できる仕組みを継続することについても、助け合いの共済制度の根幹であり理解できる。

2. 若年層の掛金引き下げと、中高齢層の掛金引き上げ幅の抑制

① 「男女別・年齢群団別掛金」導入による若年層の掛金引き下げ」については、加入率の低い若年層対策として、一定の理解はできる。しかし、高齢層の引き上げ額が大きすぎる。若年層の掛金引き下げ額を圧縮し、高齢層組合員の引き上げ額を少なくすることが必要である。

② 「若年層型」を存続させることには疑問を感じる。全国統一メニューとして、既に若年層の掛金は下げているので、「若年層型」は廃止する、もしくは「若年層型」相当の生命保障300万円の型を追加し、この最低型を利用できる年数を制限（例えば採用後2年間もしくは3年間）する制度にすべきと考える。このままでは、引き続き「若年層型」未導入県支部・単組が生じるものと思われるし、この機会に真の「全国統一メニュー」の下、全県支部・全単組が一丸となって加入推進を図るべきと考える。

③ 改正案では「自治労・退職者団体生命共済に継続加入することで、通算した掛金の引き下げを図ります」とあるが、実際に引き上げとなる高齢層組合員へ説明する際に、なかなか納得してもらえそうもない。一目で理解できるリーフレット等があれば別だが、高齢層組合員の型下げや、解約が増えるのではないかと危惧される。①のとおり、高齢層の掛金引き上げ額の圧縮、または、3年程度の期間設定による段階的引き上げ（激変緩和措置）が必要と考える。民間生保と併せて加入し、定年まで、最低型に留まる組合員が多い状況の中で、掛金が大幅に上がることは解約につながってしまう。

3. 自治労・退職者団体生命共済の新設による生命・医療保障体系の再構築

① 現行の長期共済加入による「退職後共済」については、制度が複雑であり組合員にとって、理解し辛い内容であると感じる（特に退職後の制度はシンプルであることが重要）。これが、将来的に「退職後の年金給付を目的とする積立制度」となるのであれば、「自治労・退職者団体生命共済」＋年金給付の「退職後共済」という分かりやすい制度（税制適格年金とのすみ分けの課題が残るが…）になるものと思われる。ただ、当分の間は、過渡期となることから、引き続き理解していただくには苦労するのではないかと思われる。

② 「85 歳まで利用可」となることにより、これまで非協力的だった組合員の加入も想定され、「車の両輪」の共済運動についての負担が大きくなり、労働運動の弱体化が危惧される。労働運動の弱体化へつながらないような具体策を提示願いたい。

③ （定年延長後）85 歳まで 20 年間加入できることとなる。契約管理は共済本部が行うことになっても、マイカー共済と同じく、身近な窓口である単組・県支部の負担が増えるのではないかと思われる。単組・県支部への財政的支援策を求める。また、（85 歳までの）高齢の加入者の中には、共済本部との間の事務手続きが困難な方も想定されるが、現時点でどのような工夫をする考えなのか、確認したい。

4. 組合員ニーズに沿った医療保障改善など

「がん診断共済金について、複数回払いを可能とする」点や、「先進医療特約（仮称）の新設」、「個人賠償責任共済の任意付帯」については、組合員からの要望もあることから、一定の評価ができる。

5. 全国統一メニュー体系の実現と事業経費の削減

① 当県支部においては、より組合員のニーズに応えることができるように団体生命共済の「 医療選択制 」への移行の検討を始めようとしていたところであり、「生命保障（型）と医療保障（コース）の選択制による全国統一メニューの導入」については、事業経費削減の面も含めて、おおむね賛成である。

ただ、2. のとおり「若年層型」の存続については、事業経費の面からも反対であり、高齢層組合員の掛金の上昇についても納得される範囲ではない。

② 医療セットメニュー採用の県支部（単組）から移行する場合に、告知事項に該当する組合員が、「医療拡充を要望」する際にその要件を緩和願いたい。

③ 当県支部においては、二段階・医療セット方式を採用しており、年齢・性

別によって掛金が異なる今回の改正案については、チェックオフするための事務処理の煩雑化や、移行にかかる単組事務も相当煩雑になるものと思われる。せめて年齢群団を 10 歳区分とし、男女共通掛金とする等への見直しとともに、単組事務の軽減策や財政的支援策を具体的に示してほしい。

6. その他

以上